

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社昌栄建設	代表者氏名	宮田 健一
主たる営業所の所在地	高知県高知市朝倉西町1-7-5		
許可番号	高知県知事許可 (般)第4150号	許可を受けている 建設業の種類	土 ほ

2 処分に関する事項

処分年月日	平成27年2月17日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講じること。			
(1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。			
(2) 社内及び施工現場における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。			
(3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を遵守すること。			
2 前項各号について講じた措置(同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
株式会社昌栄建設及び同社の代表取締役宮田健一は、業務に関し、法定の除外事由がないのに、平成26年5月19日、県道新居中島線道路改良工事において、有限会社サカエ土木の労働者に、はつり作業のため、橋りょう上面を作業床として使用させるに当たり、その水面からの高さが約2.37メートルの箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところであり、かつ、その端に手すり等を設けることが容易であったのに、これを設けず、もって請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなかったものである。			
この事実に対し両名は、平成26年9月9日付けで高知簡易裁判所から労働安全衛生法違反でそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、平成26年9月25日に、その刑が確定している。			
その他参考となる事項	-		